

機関番号：13801

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20530814

研究課題名(和文) 小・中学校における法的参加の意識・能力の育成に関する基礎的研究

研究課題名(英文) Developing Capacity for Law-Related Participation in Elementary and Junior High School

研究代表者

磯山 恭子 (ISOYAMA KYOKO)

静岡大学・教育学部・准教授

研究者番号：90377705

研究成果の概要(和文)：本研究は、市民のための法教育のあり方を考える基礎的研究である。本研究は、市民の法的参加の意識・能力の育成を目指した法教育の理論と実践を多面的に分析し、小・中学校の法教育のカリキュラムを構想するために必要な視点の提出を試みた。その際、アメリカの「法教育」(Law-Related Education)を先行モデルとして取り上げた。さらに、小・中学校における法的参加の意識・能力の育成を目指した法教育の授業を開発し、考察を行った。

研究成果の概要(英文)：This is the fundamental study regarding the state of Law-Related Education. The study suggested new perspective to Law-Related Education curriculum in elementary and junior high school by dimensionalizing the theory and practice on Law-Related Education regarding the capacity for Law-Related participation. It focused on Law-Related Education in the United States. It revealed how to develop capacity for Law-Related participation in elementary and junior high school through Law-Related Education units were developed and practiced.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,700,000	510,000	2,210,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教科教育学

キーワード：教育学，社会科，市民的資質，法教育，アメリカ，法化社会，参加，カリキュラム

1. 研究開始当初の背景

本研究は、日本の法化社会の進展に伴う現代の教育の課題に応えるために、市民のための法教育のあり方を考える基礎的研究である。

法化社会とは、法的な関係を基盤として成立する社会であり、市民一人ひとりが自由や責任といった法的な価値を自覚する社会である。法化社会の進展を受けて、今後はますます、市民として、法的な関係の中でその問題を捉え直した上で、様々な法的な紛争解決に

実体的に関与しながら、一定の法理念や実定法を基礎に価値的な判断を下すという意識・能力を求められることになると考える。このような意識・能力こそ、本研究の研究課題として着目する市民の法的参加の意識・能力にほかならない。しかしながら、これまで、このような市民の法的参加の意識・能力という新たな資質の育成を視野に入れた研究・実践は、ほとんどなされてこなかった。

本研究において注目するアメリカの法教

育とは、「法律家ではない者を対象に、法全般、法形成過程、法制度と、それらがもついている原理と価値に関する知識と技能を提供する教育」であると定義される。アメリカの法教育にみる発想は、今後の市民の法的参加の意識・能力の育成を目指した日本の法教育のあり方を模索する上で、十分に有効な示唆を与えてくれると考える。

2. 研究の目的

本研究は、市民の法的参加の意識・能力の育成を目指した法教育の理論と実践を多面的に分析し、日本の小・中学校の法教育のカリキュラムを構想するために必要な視点を提出することを目的としている。その際、アメリカにおいて研究・実践が進められている「法教育」(Law-Related Education)を先行モデルとして取り上げる。

3. 研究の方法

主として、次の三つの方法を用いて、本研究の目的を達成する。

第一に、教科・科目としての法教育の意義と可能性を、市民の法的参加の意識・能力の育成という視点のもとで、教育内容、カリキュラム、教材、学習指導案といった具体的・実証的な分析・検討を行なう。第二に、アメリカの各州の法教育の取り組みを調査し、アメリカにおける小・中学校の法教育の現状と課題を検討する。第三に、これらの手順を通じて得られた知見に基づき、小・中学校における法教育授業を開発し、それらの実践を踏まえて考察を行う。

4. 研究成果

(1) 法教育における法的参加の意味

法化社会の進展する現代社会において、市民に対して、法に関する正しい認識をもち、法への主体的な参加を行う意識や能力である法的リテラシー (legal literacy) を育成することは重要である。すなわち、法律専門家のみならず、法律専門家以外の市民にも、法的な問題に関心をもち、法的な思考を用いながら、それらに一定の判断を下す能力や、法的な問題に参加し、主体的に働きかけることで、それらを解決しようとする意識を身に付けることが求められている。

本研究で注目するアメリカの法教育

(Law-Related Education) は、このような教育課題にこたえるための先駆的な試みとして評価されている。アメリカでは、市民としての法的参加は、主として、次の二つを意味すると考えられている。

第一に、司法制度の一部、とりわけ裁判制度である陪審制度に参加することで、市民として法的な問題を解決する権利をもち、その責任を果たすということである。第二に、社

会的な問題、経済的な問題、さらに、その他の政策に関する問題に対して、様々な具体的な訴訟を提起し、効果的な議論を行なうことで、市民として、それらの法的な問題に対して法を創造するということである。

アメリカにおける市民としての法的参加は、裁判制度である陪審制度に参加するという司法参加にのみ、狭く限定されたものではない。現代社会で起こっている法的な問題を解決し、法的な議論に参加し、新たな法を創造していくことをも広く含めるものである。

このような法的参加への考え方を背景としながら、アメリカの法教育では、目標、習得すべき技能、および形成すべき態度として、法的参加が具体的に示されている。アメリカの法教育では、法に基づく社会において、法を創造するために、積極的に行動し、責任を果たすこととして、市民としての法的参加を捉えられている。

(2) アメリカの法教育における法的参加に関する学習の展開

① アメリカにおける法教育の動向

アメリカのアラバマ州、テキサス州、ネバダ州、マサチューセッツ州における法教育の動向を調査した。具体的には、各州における法教育の背景、法教育の目的、法教育の展開、法教育カリキュラムおよび教材の開発、および学校教育との連携の聞き取り調査を行った。さらに、各州において開発されている法教育カリキュラムおよび法教育教材を収集した。中でも、法的参加の意識・能力の育成を視野に入れた法教育の取り組みが充実しているテキサス州に注目して、具体的に考察を行った。

② テキサス州の法教育の背景

アメリカの法教育は、カリキュラムおよび教材の開発の多様性に特色がある。1970年代後半には、アメリカでは、七つの団体が、国家的な法教育プロジェクトを組織していたとされている。七つのうちの四つの団体は、現在に至るまで、積極的に法教育を展開している。これらの団体とともに法教育プロジェクトを組織していたLaw Focused Education Inc. は、現在も多数の法教育カリキュラムを開発している。

③ テキサス州の社会科と法教育との関連性

テキサス州の社会科は、“Texas Essential Knowledge and Skills for Social Studies” (以下、TEKS/SSとする) に基づき、展開されている。

テキサス州の小学校低学年の社会科の特色は、歴史、地理、経済、政治、市民的資質、文化、科学、技術および社会、社会科技能の八つの領域をスコープとしながら、子どもに

それらの基礎を培うことを目指していることである。これらの教育内容に基づき、「愛国心の重要性とともに、自由企業制に基づく社会における機能を理解し、テキサス州の教育として提示する州および国家の基本的な価値を評価する態度」を形成する。

小学校低学年の社会科の中でも、幼稚園段階では、自己、家庭、家族、教室に焦点を当てて、学習を行う。第1学年では、教室、学校、地域との関係を学習することになる。さらに、第2学年では、州や国家とともに地域の歴史におけるできごとや個人の影響力の重要性を考えることによって、身近な地域に焦点を当てて、学習を行う。

Law focused Education Inc. では、2003年8月から2010年11月までの間に、400種類程度の法教育授業案を提示している。これらの授業案には、それぞれ、授業名、学習のねらい、TEKS/SSとの関連性、必要な資料、用語、授業の展開、評価が掲載されている。

小学校低学年の法教育授業案には、三つの特色を指摘することができる。

第一に、これらの法教育授業案が、歴史、地理、経済、政治、市民的資質、文化、科学、技術および社会、社会科技能の全ての領域との関連を視野に入れながら、開発されていることである。第二に、これらの法教育授業案は、とりわけ、歴史、政治、市民的資質、社会科技能の領域との関連が強調されていることである。第三に、これらの法教育授業案では、社会科技能の育成が重視されていることである。

(3) 小・中学校における法教育授業の提案

①子ども同士の関わり合いを深める特別活動の実際-ルールづくりの活動を中心とした法的参加の意欲の高まりを目指して-(裾野市立富岡第一小学校 北原淳平)

本研究の目的は、「みんなのことはみんなが納得して決める必要があること」「決めたルールは学級の実態に応じて変えていくことができること」を子どもたちが実感できる実践を展開することである。そのため、小学校6年生を対象に、特別活動「全力会議『秋のお祭りに向けて』」を構成した。本研究では、「みんなのことはみんな決めていく必要があるという意識が根付き、自分たちの力でまとめた、決めた、解決したという達成感を感じる子どもが増えた」「決定したことを実行し、反省し、再考していくという活動を通して、法的参加の意欲が高まってきた」といった成果や「考えを自由に安心して言い合える雰囲気をつくる学級づくりが活動の一番の基盤となることがわかった」といった課題が明らかになった。

②小学校の法教育における紛争解決能力の

育成-「4の1憲法づくり」の分析を通じて-(菊川市立小笠北小学校 細野雅希)

本研究の目的は、学校生活におけるルールづくりを通して、小学校の法教育における紛争解決能力の育成の過程を明らかにすることである。そのため、小学校4年生を対象に、特別活動単元「4の1憲法づくり」を構成した。本研究では、本学習活動を通じて、「どのような問題が起きても、子どもたちが自分たちで解決しようと積極的に議論を深める」「自分たちの生活を自分たちの手でよくしていこうと自主的に活動する」といった子どもたちの活動に様々な変化を生むことが明らかになった。

③裁判員制度の意義を追究しながら、法がより身近になった社会に参加する力を育てる授業実践(静岡大学教育学部附属島田中学校 岩本知之)

本研究の目的は、生徒に育成すべき力を踏まえながら、模擬裁判員裁判を含む司法の学習の意義や課題を考察することである。そのため、中学校3年生を対象に、「裁判員制度が導入された意義は何なのだろうか」という学習課題のもとで、社会科単元を6時間で構成した。具体的には、「紛争を解決してみよう」「法廷図の変化と裁判の概念」「裁判員制度で国民が参加する裁判とは?」「模擬裁判員裁判①②」「裁判員制度への見方・考え方を深めよう」である。本研究では、「模擬裁判員裁判を通して、法が身近になった社会に主体的に参加する力の必要性を学んでいること」をはじめ、裁判員制度の意義と課題に対する生徒の様々な思考が明らかになった。

④市民性を育成する法教育のあり方(掛川市立大浜中学校 高橋恒明)

本研究の目的は、社会的実践能力の視点を踏まえ、よりよい社会の一員として社会に参加する能力を子どもに育成する社会科授業を提案することである。そのため、中学校3年生を対象に、社会科単元を4時間で構成した。具体的には、「政治って何?」「日本の選挙制度ってどうなっているの?」「政党って何?」「政治参加とマスコミの問題点を考えよう」である。本研究では、「世の中には様々な紛争があり、紛争を解決するためには、当事者同士の話し合いが大切であり、その中で合意が図られなければならないこと」「政治のシステムと政治参加の方法を理解したこと」「一方的な意見を聞くのではなく、双方の意見を良く聞き、正しく判断をしていかなければならないことを理解したこと」「本授業で身につけた資質は、今後の司法や消費者教育につなげていくことができること」といった成果や、「政治のあり方について、一方的な知識の習得に終わってしまい、じっく

り考える時間を与えることができなかった」
「マスコミの報道について、一方的な報道について危険性を理解した、どのような判断をしていけばいいかについて言及できていない」といった課題が明らかになった。

⑤社会科歴史の学習における法教育の展開—江戸時代で「正義」を学ぶ授業実践を事例として—(袋井市立浅羽中学校 高橋壮臣)
本研究の目的は、過去の出来事や事件、紛争などの法的な問題や課題の解決方法を評価したり、現在の視点から新たな解決方法を考えたりしながら「正義」について学ぶ社会科歴史の学習を提案することである。そのため、中学校3年生を対象に、選択社会科単元を4時間で構成した。具体的には、「生類憐れみの令は、何のために出されたのか」「御蔵米盗難事件を解決しよう」「江戸時代の裁判の問題点を考えよう」「菜種をめぐる紛争はなぜ起こったのか考えよう」である。本研究では、社会科歴史の学習で、法的な問題や課題を「正義」という法的な見方考え方でとらえて解決する力の育成が可能であることが明らかになった。

(4)教員養成学部・大学院における法教育授業づくりの取り組み

①「ルールをつくるため、評価するための視点を身につけよう」の開発(静岡大学教育学部 安良田麗, 伊藤孝之, 北見静英奈, 河野仁, 高橋啓介, 中村桃子, 藤田礼香)
中学校3年生を対象に、社会科単元「ルールをつくるため、評価するための視点を身につけよう」を、静岡大学教育学部の学部生7名で開発した。実際に、静岡大学教育学部附属島田中学校において、授業を実践した。
本単元の目標は、正しい法に関する認識や主体的な法への参加といった法的資質を育成することである。第1時では、導入で新聞記事を用いて、騒音問題の意識付けを行った。架空の中学校と4人の住民を取り巻く騒音問題を解決するためのルールを各小集団で作成した。第2時では、授業の始めにルールをつくるための四つの視点について授業者が説明した。一人に一つの立場を与えて、前時と同じ騒音問題を解決するためのルールづくりを各小集団で行った。第3時では、第2時に付箋を用いて作成したルールを評価した。その後、町内会チームと住民チームに分かれた。町内会チームは付箋で行った評価をもとに騒音問題を解決するための最終決定案をつくり、住民チームは各々の小集団のルールを付箋の評価をもとに再考した。個人で最終決定案を評価して、授業を終了した。
法教育授業の実践の成果と課題を踏まえて、学部生それぞれが、分析を行った。

②ルールづくりを題材とした法教育の授業実践の考察—単元「公平な体育館の使用ルールを考えよう」を事例として—(静岡大学大学院教育学研究科 辻本直道, 深津臣, 三上芳典, 山崎彩乃)

中学校3年生を対象に、社会科単元「公平な体育館の使用ルールを考えよう」を、静岡大学大学院教育学研究科の大学院生4名で開発した。実際に、静岡大学教育学部附属島田中学校において、授業を実践した。

単元の目標は、行動調整のためのルールをつくることである。部活動という中学校生活に即した事例を取り上げた。第1時では、生徒に体育館の使用の現状における問題を読み取らせ、体育館の使用ルールを考え、グループでまとめさせた。第2時では、グループで考えた使用ルールを発表し、その中から平等という視点に注目させ、一つの使用ルールをつくらせた。第3時では、平等という視点を中心につくった使用ルールを分析させ、新たにバスケット部が休みの時の体育館の使用ルールを考えさせた。

法教育授業の実践の成果と課題を踏まえて、大学院生それぞれが、分析を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔図書〕(計3件)

- ①谷川彰英(監), 江口勇治, 井田仁康, 伊藤純郎, 唐木清志(編), 東京書籍, 『市民教育への変革』(分担部分:磯山恭子「法教育における法的参加に関する学習の重要性」), 2010年, 174-184頁。
- ②江口勇治, 磯山恭子(編), 東洋館出版社, 『小学校の法教育を創る—法・ルール・きまりを学ぶ—』, 2008年, 8-20頁, 174-185頁。
- ③江口勇治, 大倉泰裕(編), 東洋館出版社, 『中学校の法教育を創る—法・ルール・きまりを学ぶ—』(分担部分:磯山恭子「アメリカの中学校の法教育から学ぶ—『法的参加』の視点から—」), 2008年, 216-225頁。

6. 研究組織

(1)研究代表者

磯山 恭子 (ISOYAMA KYOKO)
静岡大学・教育学部・准教授
研究者番号: 90377705

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし